

保健・衛生





### 3 死 因 別 死 亡 者 数

死 因 分 類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	901	940	1,041	973	999
感染症及び寄生虫症	15	17	22	12	11
新 生 物	246	273	288	291	276
血液及び造血器の疾患	1	1	2	2	3
内分泌、栄養及び代謝疾患	11	6	20	14	12
精神及び行動の障害	18	16	15	17	16
神経系の疾患	55	49	45	59	50
眼及び附属器の疾患	—	—	—	—	—
耳及び乳様突起の疾患	—	—	—	—	—
循環器系の疾患	265	271	278	244	242
呼吸器系の疾患	106	109	133	124	139
消化器系の疾患	28	38	39	38	38
皮膚及び皮下組織の疾患	3	2	2	4	3
筋骨格系・結合組織の疾患	3	8	8	6	10
腎尿路生殖器系の疾患	30	26	46	25	44
妊娠、分娩及び産じょく	—	—	—	—	—
周産期に発生した病態	—	1	—	—	1
先天奇形及び染色体異常	4	3	—	—	3
症状、徴候・異常臨床所見	67	71	105	98	108
傷病及び死亡の外因	49	49	38	39	43

資料：兵庫県保健統計年報

### 4 医療施設数及び薬局等

(各年度末現在)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病院(20床以上)施設数	10	10	10	10	10
病床数	2,934	2,892	2,892	2,892	2,852
一般診療所(19床以下)施設数	85	80	81	84	83
有床診療所数	2	2	1	1	1
病床数	37	37	18	18	18
無床診療所数	81	78	80	83	82
歯科診療所	51	51	52	52	51
その他の施設	81	89	83	94	96
薬 局	35	39	37	37	36
店 舗 販 売 業	17	20	19	19	17

資料：宝塚健康福祉事務所

注)その他の施設とあるのは、施術所及び歯科技工所である。

※平成21年6月に法改正があり、猶予期間が終わったことから、一般販売業・薬種商・特例販売業の区分は無くなった。

### 5 休日応急診療センター受診状況

年 度	受 診 者 数			当番日数	1日平均患者数	診療体制延数
	総 数	男	女			
令和2年度	1,657	876	781	72	23	151
3	2,794	1,442	1,352	72	39	158
4	5,491	2,898	2,593	72	76	151
5	7,591	3,926	3,665	73	104	155
6	5,984	3,033	2,951	72	83	152

資料：市健康福祉部健康増進課

注)平成22年3月から休日応急診療センターを開設し、午前9:00～午後5:00まで小児科、内科を主に診療。(市外受診者を含む。)

### 6 市民健康診査受診状況

年 度	胃がん		肺がん		乳がん				子宮頸がん		大腸がん		前立腺がん		骨粗しょう症 受診者数
	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数	視触診		視触診及びマンモグラフィ		受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数	
					受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数							
令和2年度	1,347	44	2,633	34	164	20	1,955	199	4,081	136	2,742	146	1,451	135	953
3	1,582	64	3,152	46	112	11	2,369	186	4,215	107	3,257	149	1,621	165	1,148
4	1,733	66	3,585	74	—	—	2,343	216	4,115	110	3,635	185	1,865	209	1,401
5	1,666	55	3,548	63	—	—	2,547	208	4,203	93	3,629	197	1,879	185	1,392
6	1,725	64	3,826	69	—	—	2,392	234	4,222	69	3,830	201	1,969	230	1,449

年 度	肝炎ウイルス			歯科口腔健診				ABC検診 受診者数
	受診者数	要精検者数		受診者数	判定・指導区分別実人員			
		B型	C型		異常認めず	要精検	要指導	
令和2年度	254	1	1	1,112	77	784	251	407
3	330	1	2	1,335	107	904	324	536
4	944	5	4	1,210	80	820	310	671
5	877	2	5	962	82	658	222	582
6	927	2	0	909	83	585	241	660

年 度	三田市国保特定健診(法定報告者数)					後期高齢者基本健診	30歳代基本健診
	受診者数	左のうち特定保健指導対象者数				受診者数	受診者数
		積極的支援		動機付け支援			
該当者数	終了者数	該当者数	終了者数				
令和2年度	3,831	54	11	382	106	1,992	121
3	4,550	80	16	451	126	2,164	109
4	4,675	77	12	402	117	2,552	113
5	4,440	72	11	354	82	2,806	106
6	4,548	55	14	364	98	3,142	134

資料:市健康福祉部健康増進課

- ・ 歯科口腔健診は平成22年度に歯周疾患検診から名称変更。
- ・ 歯科口腔健診の判定・指導区分別実人員の要精検は要治療を含む。
- ・ A B C 検診(胃の健康度チェック)は平成26年度から実施。
- ・ 乳がん検診は、令和4年度から視触診を廃止。マンモグラフィのみの実施。

### 7 乳幼児健康診査受診状況

年 度	総 数		4か月児		9か月児		1歳6か月児		3歳児	
	受診者数	異常なし者数	受診者数	異常なし者数	受診者数	異常なし者数	受診者数	異常なし者数	受診者数	異常なし者数
2	3,055	2,088	682	483	612	421	820	532	941	652
3	2,677	1,803	617	459	590	418	670	410	800	516
4	2,498	1,587	518	363	609	405	627	373	744	446
5	2,263	1,437	491	354	517	334	591	346	664	403
6	2,158	1,370	474	340	513	318	514	297	657	415

資料:市子ども・未来部子ども政策課

## 8 各種予防接種

乳幼児・学童・生徒（A類定期）

年 度	三種混合	二種混合	麻しん風しん混合1期	麻しん風しん混合2期	日本脳炎	B C G	四種混合	不活化ポリオ
令和2年度	—	968	731	981	4,597	646	2,775	—
3	—	893	617	878	1,340	627	2,505	—
4	—	749	588	847	4,442	534	2,164	1
5	—	840	544	828	3,313	475	2,161	—
6	1	853	472	790	3,016	486	711	1

年 度	水痘	B型肝炎	ヒブ	小児用肺炎球菌	子宮頸がん予防	ロタウイルス
令和2年度	1,514	1,924	2,672	2,636	176	535
3	1,229	1,842	2,498	2,504	597	1,295
4	1,179	1,564	2,128	2,125	1,440	1,088
5	1,090	1,417	1,970	1,968	1,395	985
6	952	1,405	590	2,212	3,386	971

資料：市子ども・未来部子ども政策課

注)同一ワクチンを複数回接種するものは、総接種回数。

注)日本脳炎は平成17年5月30日～平成22年3月31日まで積極的接種勧奨の差し控えあり。平成22年4月より積極的勧奨再開。

注)令和2年10月から、ロタウイルスワクチンが定期予防接種に導入された。

注)子宮頸がん予防ワクチンは、国の緊急促進事業を受けて、行政措置予防接種として平成23年1月より導入（自己負担なし）。平成25年度4月からはA類定期予防接種として実施。また、平成25年6月14日～令和3年11月26日まで積極的接種勧奨の差し控えあり。令和3年11月より積極的勧奨再開。

高齢者（B類定期）

年 度	季節性インフルエンザ	高齢者肺炎球菌	新型コロナウイルス感染症
令和2年度	17,447	1,247	—
3	15,401	1,073	—
4	15,750	913	—
5	15,405	1,302	—
6	14,495	246	3,563

資料：市健康福祉部健康増進課

注)高齢者(65歳以上)に対する季節性インフルエンザは、法改正により平成13年度から開始。

注)高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種は、平成22年4月～平成26年9月は、三田市独自の費用補助制度(任意接種)を実施。平成26年10月から国の定期予防接種に導入された。

注)高齢者(65歳以上)に対する新型コロナウイルス感染症は、令和6年度から国の定期接種に導入された。

## 9 結核及び食中毒

年 次	結 核		食 中 毒	
	患 者	死 者	患 者	死 者
令和2年	57	5	1	—
3	33	8	—	—
4	36	4	—	—
5	42	3	—	—
6	45	3	7	—

資料：宝塚健康福祉事務所

結核の数値については、所管区域（宝塚市・三田市の合計の値）の数を計上した。

## 10 献 血 の 状 況

年 度	献血者数（人）				対象者(16～69才)(人)	献血率(%)
	200ml	400ml	成分献血	合計		
令和2年度	162	3,563	901	4,626	77,529	6.0
3	129	2,690	644	3,463	75,723	4.6
4	136	3,375	879	4,390	73,354	6.0
5	118	3,397	1,063	4,578	71,754	6.4
6	87	3,320	1,024	4,431	70,250	6.3

資料：市健康福祉部健康増進課

注)平成11年度より献血できる年齢の基準が変更され、上限が65才までから69才までになりました。

11 食品衛生営業施設

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
要 許 可 施 設				
数 業	1,519	1,531	1,509	1,500
飲 食 店 営	769	772	768	746
一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	196	195	196	192
仕 出 し 屋 ・ 弁 当 屋	13	17	18	19
旅 館	8	8	8	7
そ の 他	552	552	546	528
菓 子 製 造 業 ( パ ン を 含 む )	130	135	137	144
乳 製 品 製 造 業	—	—	—	—
魚 介 類 販 売 業	69	73	76	78
魚 介 類 せ り 売 業	—	—	—	—
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 庫	12	12	13	19
か ん 詰 又 は び ん 詰 食 品 製 造 業	3	3	3	3
喫 茶 店 営 業	171	172	151	146
あ ん 類 製 造 業	—	—	—	—
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	20	21	23	24
乳 類 販 売 業	179	171	166	153
食 肉 処 理 業	10	10	11	12
食 肉 販 売 業	92	97	96	106
食 肉 製 品 製 造 業	—	—	—	—
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	—	—	—	—
食 用 油 脂 製 造 業	1	1	1	1
み そ 製 造 業	7	7	7	6
ソ ー ス 類 製 造 業	1	1	1	1
し ょ う 油 製 造 業	1	1	—	—
酒 類 製 造 業	3	3	3	3
豆 腐 製 造 業	5	5	5	5
納 豆 製 造 業	—	—	—	—
め ん 類 製 造 業	4	4	4	4
そ う ざ い 製 造 業	30	31	32	37
添 加 物 製 造 業	7	7	7	7
清 涼 飲 料 水 製 造 業	2	2	2	2
氷 雪 製 造 業	—	—	—	—
氷 雪 販 売 業	2	2	2	2
不 要 許 可 施 設				
数 設 校 所 他 業	739	615	630	623
給 食 施 設	86	86	86	87
学 病 院 ・ 診 療 所	9	9	10	10
事 業 所	12	12	11	11
そ の 他	16	16	16	16
乳 さ く 取 業	49	49	49	50
食 品 製 造 業	11	8	6	6
野 菜 果 物 販 売 業	16	15	17	19
そ う ざ い 販 売 業	71	62	59	66
菓 子 販 売 業 ( パ ン を 含 む )	90	75	75	77
食 品 販 売 業	148	118	121	114
添 加 物 製 造 業 ( 規 格 な し )	175	129	132	119
添 加 物 販 売 業	1	—	—	—
器 具 ・ 容 器 包 装 ・ お も ち ゃ の 製 造 業 又 は 販 売 業	60	54	59	61
	81	68	75	74

資料:宝塚健康福祉事務所

平成18年以降の数値について、営業所が三田市に所在する食品衛生営業施設（移動営業を除く）の1月から12月にかけての増減により算出した。

令和3年6月1日食品衛生法改正に伴い、営業許可制度の見直し・営業届出制度創設されたことに伴い今後、改正前と改正後で許可業種が同時に存在することとなる

【旧制度】		【新制度】	
区 分	令和3年	区 分	令和3年
要 許 可 施 設		許 可 施 設	
総 数	1,034	総 数	89
飲食店営業(1)一般食堂・レストラン等	189	飲食店営業(1)一般食堂・レストラン等	28
飲食店営業(2)仕出し屋・弁当屋	17	飲食店営業(2)仕出し屋・弁当屋	4
飲食店営業(3)旅館	7	飲食店営業(3)旅館	1
飲食店営業(4)その他	465	飲食店営業(4)その他	35
菓子製造業	134	飲食店営業(5)簡易な営業	1
乳処理業	—	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	1
特別牛乳さく取処理業	—	菓子製造業	7
乳製品製造業	2	乳処理業	—
集乳業	—	特別牛乳さく取処理業	—
魚介類販売業	32	乳製品製造業	—
魚介類せり売営業	—	集乳業	—
魚肉ねり製品製造業	—	魚介類販売業	2
食品の冷凍又は冷蔵業	16	魚介類競り売り営業	—
かん詰又はびん詰食品製造業	2	水産製品製造業	—
喫茶店営業	31	冷凍食品製造業	—
あん類製造業	—	複合型冷凍食品製造業	—
アイスクリーム類製造業	25	密封包装食品製造業	1
乳類販売業	—	アイスクリーム類製造業	—
食肉処理業	11	食肉処理業	1
食肉販売業	46	食肉販売業	2
食肉製品製造業	—	食肉製品製造業	—
乳酸菌飲料製造業	—	食用油脂製造業	—
食用油脂製造業	—	みそ又はしょうゆ製造業	—
マーガリン又はショートニング製造業	—	酒類製造業	1
みそ製造業	6	豆腐製造業	—
醬油製造業	—	納豆製造業	—
ソース類製造業	1	麺類製造業	—
酒類製造業	2	そうざい製造業	3
豆腐製造業	4	複合型そうざい製造業	—
納豆製造業	—	添加物製造業	2
めん類製造業	3	食品の放射線照射業	—
そうざい製造業	34	清涼飲料水製造業	—
添加物製造業	5	氷雪製造業	—
食品の放射線照射業	—	液卵製造業	—
清涼飲料水製造業	2	漬物製造業	—
氷雪製造業	—	食品の小分け業	—
氷雪販売業	—	営 業 届 出 施 設	
不 要 許 可 施 設		総 数	12
総 数	12	魚介類販売業	—
集団給食(学校)	—	食肉販売業	—
集団給食(病院・診療所)	—	乳類販売業	—
集団給食(事業所)	—	氷雪販売業	—
集団給食(その他)	—	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	—
乳さく取業	—	弁当販売業	12
食品製造業	12	野菜果物販売業	—
野菜果物販売業	—	米穀類販売業	—
そうざい販売業	—	通信販売・訪問販売による販売業	—
菓子販売業	—	コンビニエンスストア	—
食品販売業	—	百貨店・総合スーパー	—
添 加 物 製 造 業 ( 規 格 な し )	—	自動販売機(要届出のコップ式自動販売機及び要許可を除く)	—
添 加 物 販 売 業	—	その他の食料・飲料販売業	—
氷 雪 採 取 業	—	添加物製造・加工業	—
器具容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	—		

資料:宝塚健康福祉事務所

【旧制度】				【新制度】			
区 分	令和5年	令和6年	令和7年	区 分	令和5年	令和6年	令和7年
要 許 可 施 設				許 可 施 設			
総 数	643	446	305	総 数	451	611	740
飲食店営業(1)一般食堂・レストラン等	112	75	49	飲食店営業(1)一般食堂・レストラン等	175	244	300
飲食店営業(2)仕出し屋・弁当屋	13	12	7	飲食店営業(2)仕出し屋・弁当屋	8	12	14
飲食店営業(3)旅館	2	2	2	飲食店営業(3)旅館	4	5	7
飲食店営業(4)その他	297	206	136	飲食店営業(4)その他	101	140	177
菓子製造業	85	63	47	飲食店営業(5)簡易な営業	22	21	19
乳処理業	—	—	—	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	9	10	9
特別牛乳さく取処理業	—	—	—	菓子製造業	50	69	85
乳製品製造業	1	1	1	乳処理業	—	—	—
集乳業	—	—	—	特別牛乳さく取処理業	—	—	—
魚介類販売業	20	13	10	乳製品製造業	1	1	1
魚介類せり売営業	—	—	—	集乳業	—	—	—
魚肉ねり製品製造業	—	—	—	魚介類販売業	14	18	20
食品の冷凍又は冷蔵業	10	9	7	魚介類せり売営業	—	—	—
かん詰又はびん詰食品製造業	2	1	1	水産製品製造業	—	—	1
喫茶店営業	12	9	6	冷凍食品製造業	3	4	4
あん類製造業	—	—	—	複合型冷凍食品製造業	—	—	—
アイスクリーム類製造業	20	8	6	密封包装食品製造業	7	8	10
乳類販売業	—	—	—	アイスクリーム類製造業	—	—	—
食肉処理業	7	6	4	食肉処理業	5	6	6
食肉販売業	30	19	15	食肉販売業	16	24	28
食肉製品製造業	—	—	—	食肉製品製造業	—	—	—
乳酸菌飲料製造業	—	—	—	食用油脂製造業	—	—	—
食用油脂製造業	—	—	—	みそ又はしょうゆ製造業	2	3	5
マーガリン又はショートニング製造業	—	—	—	酒類製造業	1	2	2
みそ製造業	4	3	2	豆腐製造業	1	1	1
醤油製造業	—	—	—	納豆製造業	—	—	—
ソース類製造業	1	—	—	麺類製造業	4	5	5
酒類製造業	2	—	—	そうざい製造業	15	22	28
豆腐製造業	1	1	1	複合型そうざい製造業	2	2	2
納豆製造業	—	—	—	添加物製造業	4	4	4
めん類製造業	—	—	—	食品の放射線照射業	—	—	—
そうざい製造業	19	15	8	清涼飲料水製造業	—	1	1
添加物製造業	3	2	2	氷雪製造業	—	—	—
食品の放射線照射業	—	—	—	液卵製造業	1	1	1
清涼飲料水製造業	2	1	1	漬物製造業	5	7	9
氷雪製造業	—	—	—	食品の小分け業	1	1	1
氷雪販売業	—	—	—				

資料:宝塚健康福祉事務所  
 令和3年6月1日食品衛生法改正に伴い、営業許可制度の見直し・営業届出制度創設されたことに伴い  
 今後、改正前と改正後で許可業種が同時に存在することとなる

【旧制度】				【新制度】			
区 分	令和5年	令和6年	令和7年	区 分	令和5年	令和6年	令和7年
不 要 許 可 施 設				営 業 届 出 施 設			
総 数	8	—	—	総 数	491	517	544
集団給食(学校)	—	—	—	魚介類販売業	4	4	4
集団給食(病院・診療所)	—	—	—	食肉販売業	9	9	10
集団給食(事業所)	—	—	—	乳類販売業	71	70	70
集団給食(その他)	—	—	—	氷雪販売業	2	2	2
乳さく取業	—	—	—	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	106	104	96
食品製造業	8	—	—	弁当販売業	2	2	2
野菜果物販売業	—	—	—	野菜果物販売業	12	19	20
そうざい販売業	—	—	—	米穀類販売業	—	—	1
菓子販売業	—	—	—	通信販売・訪問販売による販売業	—	—	—
食品販売業	—	—	—	コンビニエンスストア	34	34	34
添加物製造業（規格なし）	—	—	—	百貨店・総合スーパー	33	32	32
添 加 物 販 売 業	—	—	—	自動販売機（要届出のコップ式自動販売機及 び要許可を除く）	32	34	36
氷 雪 採 取 業	—	—	—	その他の食料・飲料販売業	83	90	103
器具容器包装、おもちゃの製造業	—	—	—	添加物製造・加工業	—	—	—
又 は 販 売 業	—	—	—	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	1	1
				コーヒー（飲料を除く）製造・加工業	6	8	10
				農産保存食料品製造・加工業	10	10	10
				調味料製造・加工業	6	6	8
				糖類製造・加工業	—	—	—
				精穀・製粉業	3	4	5
				製茶業	5	6	8
				海藻製造・加工業	—	—	—
				卵選別包装業	—	—	—
				その他の食料品製造・加工業	19	26	34
				行商	3	3	3
				集団給食（1）学校	6	6	6
				集団給食（2）病院・診療所	4	4	4
				集団給食（3）事業所	1	1	1
				集団給食（4）その他	33	36	37
				器具・容器包装の製造・加工業	3	3	3
				露店・仮設店舗等による飲食の提供のうち営 業とみなされないもの	2	2	2
				その他	1	1	2

資料：宝塚健康福祉事務所

令和3年6月1日食品衛生法改正に伴い、営業許可制度の見直し・営業届出制度創設されたことに伴い  
 今後、改正前と改正後で許可業種が同時に存在することとなる

### 12 環 境 衛 生 施 設

施 設	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
営 業 関 係 施 設	267	270	273	272	284
旅 館 業	11	12	13	12	14
ホ テ ル	} 7 }	} 8 }	} 8 }	} 7 }	} 8 }
旅 館					
簡 易 宿 泊 所	4	4	5	5	6
下 宿	—	—	—	—	—
公 衆 浴 場	14	14	14	14	14
一 般	1	1	1	1	1
そ の 他	13	13	13	13	13
興 行 場	2	2	2	2	2
理 容 所	45	46	48	47	47
( 従 業 理 容 師 数 )	(90)	(90)	(92)	(88)	(91)
美 容 所	150	155	157	159	169
( 従 業 美 容 師 数 )	(373)	(380)	(379)	(372)	(372)
ク リ ー ニ ン グ 所	45	41	39	38	38
( 従 業 ク リ ー ニ ン グ 師 数 )	(14)	(13)	(12)	(11)	(11)
一 般	10	9	9	9	9
取 次 所	…	32	30	29	29
廃 棄 物 処 理 ・ 清 掃 関 係 施 設	7	7	8	11	11
し 尿 処 理 施 設	1	1	1	1	1
ご み 処 理 施 設	1	1	1	1	1
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	5	5	6	9	9
そ の 他 の 施 設	6	6	6	6	6
化 製 場 又 は 死 亡 獣 畜 処 理 場	—	—	0	0	0
火 葬 場	1	1	1	1	1
納 骨 堂	5	5	5	5	5

資料:宝塚健康福祉事務所食品薬務衛生課(営業関係施設・化製場又は死亡獣畜処理場)、阪神北県民局県民室環境課(廃棄物処理・清掃関係施設)、市まちの再生部環境共生室環境創造課(火葬場、納骨堂)

※産業廃棄物処理施設については、平成20年より以前に廃止されている施設は含まないこととした。

### 13 ごみの収集量

(単位:t)

年 度	総 量	直		営		委 託						許 可 業 者				直接搬入	他 市 可燃物
		可燃物	不燃物	粗大 ごみ	ペット ボトル	可燃物	不燃物	粗大 ごみ	ペット ボトル	空き びん	古紙	可燃物	不燃物	粗大 ごみ	ペット ボトル		
令和2年度	31,648	2,992	185	171	20	16,751	751	1	86	406	86	6,401	25	—	9	3,764	—
3	30,475	2,913	158	99	21	16,409	682	1	90	420	91	6,553	29	59	10	2,940	—
4	29,254	—	—	156	—	18,784	727	1	112	519	89	6,779	15	37	6	2,029	—
5	28,045	2	—	146	—	17,867	669	—	106	529	72	6,721	2	47	1	1,883	—
6	26,999	1	—	133	—	17,215	600	—	109	520	67	6,746	1	41	1	1,565	—

資料:市市民生活部クリーンセンター

### 14 ごみの処理量

(単位:t)

年 度	焼却炉処理	破碎処理	再生利用	埋立処分等
令和2年度	29,639	1,437	1,512	3,852
3	28,735	1,415	1,344	3,580
4	27,475	1,280	1,540	3,595
5	26,313	1,238	1,500	3,364
6	25,376	1,117	1,423	3,095

資料:市市民生活部クリーンセンター

### 15 し尿の処理量

年 度	収集人口	収集戸数	し尿処理量(kl)		
			総 数	収集し尿	浄化槽汚泥量
令和2年度	1,720	809	9,851	1,088	8,763
3	1,686	796	9,518	1,232	8,286
4	1,636	797	8,493	1,081	7,412
5	1,630	784	8,981	1,023	7,958
6	1,601	777	8,664	869	7,795

資料:市市民生活部クリーンセンター

### 16 市営火葬場使用状況

年 度	総 数	人 体	医療汚物	動 物
令和2年度	2,786	1,379	5	1,402
3	2,948	1,541	6	1,401
4	2,941	1,632	4	1,305
5	3,004	1,613	7	1,384
6	3,119	1,728	13	1,378

資料:市市民生活部環境政策課

### 17 狂犬病予防状況

年 度	新規登録頭数	注射実施頭数 (開業獣医実施)	処 理 数				飼い犬事故 届 出
			収 容	引 取	返 還	処 分	
令和2年度	443	5,267	—	3	1	1	3
3	385	5,194	1	1	—	1	1
4	324	5,051	—	4	—	2	4
5	365	4,825	1	1	1	1	1
6	327	4,667	—	2	—	2	1

資料:兵庫県動物愛護センター、市市民生活部環境政策課

※令和3年版統計書より年次報告から年度報告に変更する。新規データは、令和3年度版統計書に令和2年度狂犬病予防状況として報告

### 18 公害苦情処理件数

年 度	総数	大気	水質	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	廃棄物 投棄
令和2年度	119	3	8	1	15	—	66	26
3	100	4	5	—	6	—	64	21
4	165	—	7	—	16	2	98	42
5	190	1	23	—	16	—	96	54
6	119	—	4	—	4	—	74	37

資料:市市民生活部環境政策課

### 19 一酸化窒素濃度

年 度	平均値 (ppm)	最高値 (ppm)		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合	
		1時間値	日平均値	日	%
令和2年度	0.003	0.222	0.024	—	—
3	0.004	0.241	0.030	—	—
4	0.003	0.129	0.021	—	—
5	0.002	0.079	0.018	—	—
6	0.002	0.280	0.014	—	—

資料:市市民生活部環境政策課

注)測定点は市役所防災無線機器室

### 20 二酸化窒素濃度

年 度	平均値 (ppm)	最高値 (ppm)		日平均が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	
		1時間値	日平均値	日	%	日	%
令和2年度	0.008	0.078	0.030	—	—	—	—
3	0.008	0.163	0.026	—	—	—	—
4	0.007	0.067	0.024	—	—	—	—
5	0.006	0.046	0.021	—	—	—	—
6	0.006	0.081	0.018	—	—	—	—

資料:市市民生活部環境政策課

注)測定点は市役所防災無線機器室

### 21 浮遊粒子物質

年 度	平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	最高値 (mg/m <sup>3</sup> )		1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合	
		1時間値	日平均値	時 間	%	日	%
令和2年度	0.014	0.127	0.066	—	—	—	—
3	0.013	0.100	0.037	—	—	—	—
4	0.014	0.096	0.058	—	—	—	—
5	0.014	0.095	0.045	—	—	—	—
6	0.013	0.125	0.092	—	—	—	—

資料:市市民生活部環境政策課

注)測定点は市役所防災無線機器室

## 22 光化学オキシダント濃度

年 度	平均値 (ppm)	昼間の1時 間値の最高 値 (ppm)	昼間の日最 高1時間値 の年平均値 (ppm)	1時間値が0.06ppmを超 えた時間数とその割合		1時間値が0.12ppm以 上の日数とその割合	
				時 間	%	日	%
令和2年度	0.032	0.103	0.046	238	4.5	—	—
3	0.032	0.114	0.045	242	4.5	—	—
4	0.033	0.107	0.047	337	6.2	—	—
5	0.033	0.113	0.047	301	5.5	—	—
6	0.034	0.092	0.047	280	5.1	—	—

資料:市市民生活部環境政策課

注)測定点は市役所防災無線機器室

## 23 微小粒子状物質 (PM2.5)濃度

年 度	平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超 えた日数の有効測定日数に対 する 割 合	
		日	%
令和2年度	7.2	1	0.3
3	6.2	—	—
4	6.7	—	—
5	5.3	—	—
6	5.7	1	0.3

資料:市市民生活部環境政策課

注)測定点は市役所防災無線機器室

### 24 河川等の水質状況

(令和6年度)

調査地点	水素イオン濃度 (pH)			溶存酸素量 (do) (mg/l)			生物化学的酸素要求量 (bod) (mg/l)			浮遊物質 (ss) (mg/l)		
	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低
武庫川												
白坂橋	7.3	7.5	7.0	11.9	14.0	9.6	2.0	2.4	1.4	<1	<1	<1
流末(市境)	8.0	9.0	7.3	11.3	14.0	9.0	1.6	2.3	1.1	1	6	<1
羽束川												
奥山橋	7.3	7.5	7.0	10.8	13.0	8.7	1.7	2.2	0.9	<1	<1	<1
流末(市境)	7.9	8.9	7.2	11.7	14.0	11.0	1.7	2.1	1.3	<1	<1	<1
波豆川												
中河原橋	7.5	7.6	7.1	10.7	14.0	7.8	1.7	2.1	1.4	<1	2	<1
岩坪橋	7.8	8.6	7.5	11.1	14.0	9.7	1.6	2.0	1.2	<1	1	<1
青野川												
妹背橋	7.4	7.5	7.2	10.6	14.0	8.2	1.7	1.9	1.3	<1	<1	<1
大堰橋	7.3	8.4	6.9	11.0	14.0	7.7	1.9	2.3	1.7	<1	3	<1
JR鉄橋下	7.2	7.4	7.0	10.4	13.0	7.9	2.0	2.5	1.7	2	4	1
黒川												
二の渡橋	6.7	6.9	6.5	9.9	12.0	7.7	1.6	1.9	1.2	<1	1	<1
小野橋	7.1	7.6	6.2	11.1	14.0	9.6	2.0	2.6	1.3	1	4	<1
内神川												
馬渡	7.9	8.8	7.1	10.0	13.0	7.8	1.8	2.5	1.4	1	3	<1
砂郷橋	7.6	7.9	7.2	10.4	13.0	7.3	1.8	2.9	1.2	<1	2	<1
山田川												
砥石橋	7.7	8.0	7.2	10.7	13.0	8.6	1.5	1.8	1.2	<1	3	<1
明正橋	7.6	7.9	7.3	11.3	14.0	8.5	1.7	2.2	1.3	1	3	<1
相野川												
大沢橋	7.6	8.2	7.2	10.2	13.0	8.7	1.7	1.9	1.3	4	15	<1
流末	7.9	8.5	7.4	12.3	15.0	9.5	1.7	2.2	1.2	<1	2	<1
東条川												
大川瀬(市境)	8.2	9.4	7.5	11.4	14.0	9.1	1.7	2.1	1.2	<1	2	<1
古城川												
流末	9.3	9.6	8.8	11.9	15.0	7.2	1.6	2.0	1.2	<1	3	<1
西谷川												
流末	7.9	9.0	7.2	10.6	14.0	8.0	1.6	2.0	1.1	1.8	2	<1
大原川												
流末	8.9	9.9	7.9	12.0	16.0	8.4	1.6	2.4	1.1	1.7	2	<1
大排水路												
流末	7.5	8.1	7.2	10.8	15.0	8.7	1.5	2.3	1.0	4	8	<1
平谷川												
流末	7.7	7.9	7.4	10.3	14.0	7.3	1.7	2.0	1.4	<1	1	<1
千丈寺湖												
ダム堰堤下表層	7.4	8.0	7.0	10.6	12.0	8.0	1.9	2.1	1.7	4	8	2
山谷川												
流末	8.7	9.1	8.2	11.5	12.0	11.0	1.6	1.9	1.2	<1	<1	<1
池尻川												
上流	8.3	8.7	7.9	9.2	10.0	8.4	1.5	1.5	1.5	<1	<1	<1
流末	9.0	9.0	9.0	10.5	11.0	10.0	1.8	1.8	1.7	<1	<1	<1
須丸川												
上内神橋	7.8	8.9	7.3	10.1	12.0	7.6	1.5	2.3	0.9	1	3	<1

資料:市市民生活部環境政策課